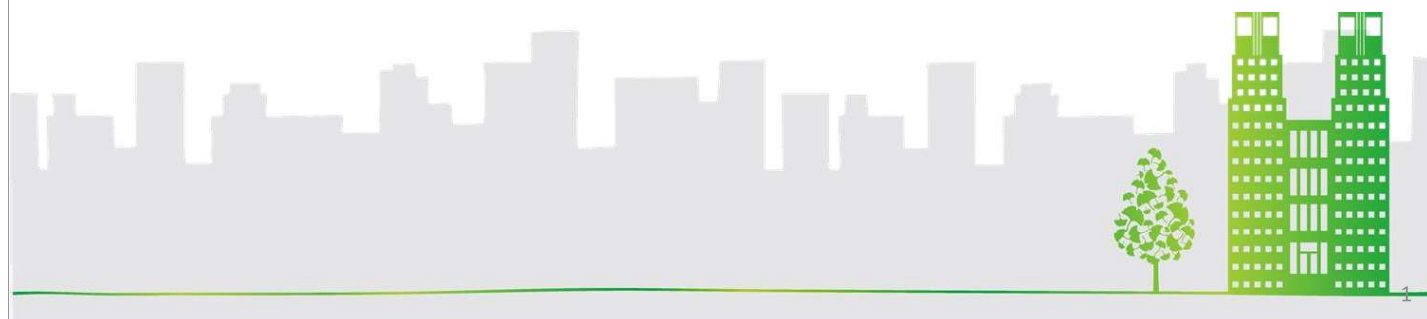
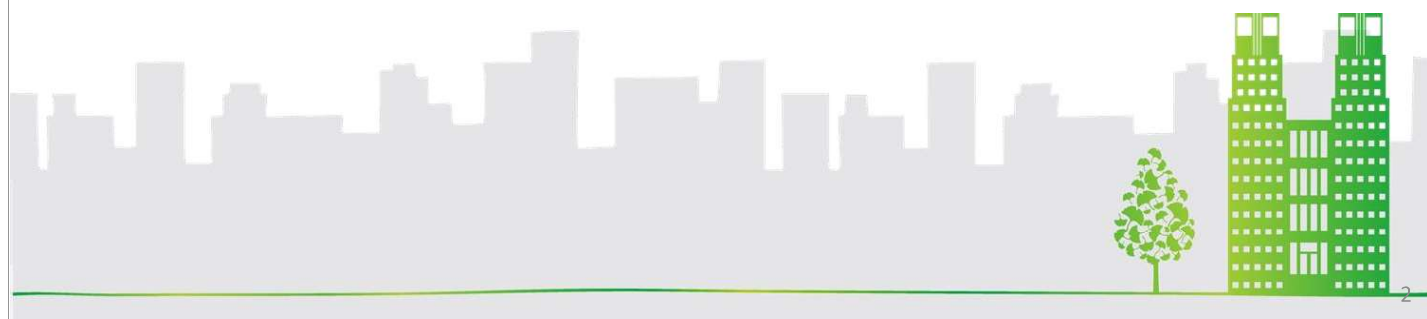


3 東京都からのお知らせ



目次

- 3-1. 保安機関の認定更新
- 3-2. 実施状況報告
- 3-3. ベルト・チェーン普及促進事業
- 3-4. 東京都計量検定所からのお知らせ
- 3-5. 耐圧試験未実施高压ガス容器の未回収容器
について



3-1. 保安機関の認定更新

- ・ 5年ごとに更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失う。（法第32条）
- ・ 申請書・添付書類を認定の満了する30日前までに提出しなければならない。（規則34条）

東京都環境保安課のホームページで
申請の手引を公開中

東京都 液石法の届出案内



3-1. 保安機関の認定更新

○ 立入検査について

- ・ 更新時期とずらして行う場合もあります。
ご協力をお願いします。

○ バルクによる供給設備について

立入検査の際、主に以下の点を確認しています。

- ・ 20年検査への対応状況
- ・ 定期点検の実施状況
- ・ 安全弁の交換（5年ごと）

3-2. 実施状況報告

- ・液化石油ガス販売事業者は、事業年度経過後3月以内に次の事項を報告しなければならない。
- ①年度末における販売する一般消費者等の数
- ②保安機関への保安業務の委託状況

東京都環境保安課のホームページで
報告様式を公開中

東京都 液石法の届出案内



3-3. ベルト・チェーン普及促進事業

近年の激甚化・頻発化する豪雨等の水害に備えるため、LPガス容器の流出防止等の自然災害対策を推進しています。容器の流出防止措置が義務付けられる**令和6年6月1日まで**に、ベルト・チェーン等の安全機器を導入する事業者様に対し補助事業を実施中です。

補助対象事業者	液化石油ガス販売事業者（都外の事業者を含む。）
補助対象機器	・ LPガスボンベを固定するベルト又はチェーン及びその固定金具 ・ LPガスボンベ収納庫
補助金の額	小規模事業者等：補助対象経費の2/3 その他の事業者：補助対象経費の1/2



3-4. 東京都計量検定所からのお知らせ

使用中の石油ガス（P G）メーター立入検査の実施について（予定）

- 1 期間：令和6年4月～
- 2 地域：都内全域（八王子市を除く各支部と農協会員）
- 3 検査対象：石油ガス（P G）の販売に使用しているP Gメーター
- 4 検査事項：
 - （1）台帳検査
 - （2）外観検査
- 5 備考：
 - （1）立入検査の際は、責任者（又は代理の方）の立会いをお願いいたします。
 - （2）燃料油を販売されている事業者におかれましては、燃料油の販売に使用している計量器の検査を併せて行うことがあります。



7

3-5. 耐圧試験未実施高压ガス容器の未回収容器について

○概要

- ・LPガス容器に係る容器再検査において、法に定める検査方法の一部（耐圧検査）を実施しないまま合格としていた。
- ・未検査の疑いのある容器の本数：約8千本
- ・令和5年12月時点で未回収の容器：約60本

○販売店様へのお願い

- ・未回収容器の回収に御協力をお願いします。

<https://www.nittoh-e.co.jp/news/3917>



8

